

※印を付した用語については、P16の〈※印の用語のご説明〉をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

1 申込人・ご加入者(被保険者)となる方

この制度で被保険者(保障の対象者)となる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生(入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。

2 保険期間

2019年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2019年4月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2020年4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から2020年4月1日午後4時までとなります。

3 契約の継続

共済期間・保険期間の満了日の翌日(以下「継続日」といいます。)の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申し込みがあったとみなし、契約の継続が行われます。

4 保障内容(ケガによる後遺障がい)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	後遺障がい保険金額 ^(注)
傷害 保険金	後遺障がい 保険金	後遺障がい*の程度に応じて、死亡・後遺障がい保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障がいの程度を認定して、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障がいを加重された場合は、すでにあった後遺障がいに対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) すでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度*と同一の保険年度に生じた事故によるケガ*に対してすでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。	10万円

(注) この後遺障がい保険金には死亡保険金対象外特約がセットされるため死亡保険金はありません。後遺障がい保険金額は正式には死亡・後遺障がい保険金額といいますが、この保険では便宜的に後遺障がい保険金額としています。

◆保険金をお支払しない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払しない主な場合
傷害 保険金	後遺障がい 保険金

●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
 ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
 ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎●別記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
 (注) 細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。

5 保障内容(賠償責任)

◆保険金をお支払いする場合

(1) 日常生活(正課の講義等[◎]を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の変更に関する特約(大学生協用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(※1) を壊したりしたこと。 ア. 住宅 ^(※2) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託品 ^(※3) の損壊、紛失または盗取 ^(※4) (住宅 ^(※5) 内保管中または本人によって一時的に住宅 ^(※5) 外で管理している間に限ります。) (※1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (※3) 「補償対象受託品」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「保障対象外となる主な『受託品』」を除きます。 (※4) 上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託品 ^(※3) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (※5) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 (臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生協用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院*した場合 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。

(2) 正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 (注) 被保険者(保険契約により保障を受けられる方)の範囲:ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合 (注) 被保険者の範囲:ご加入者・大学等 ^(*)

◎正課の講義等の範囲:●正課の講義/大学等^(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含まれます。)●学校行事/大学等^(*)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。●教育実習/教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。●特別実習/小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)●ボランティア活動/正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。

(*) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生協用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生協用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2) 保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(*) 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生協用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託品の損害●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託品の損害●公権力の行使(差し押え、没収・破壊等)による補償対象受託品の損害●補償対象受託品に生じた自然発火または自然爆発●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託品の電氣的事故・機械的事故(故障等)による損害●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび、腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託品の損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託品の損害●引き渡し後に発見された補償対象受託品の破損による損害賠償責任●補償対象受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)●通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託品を使用したことに起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱*、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害賠償責任●別記の「保障対象外となる主な「受託品」」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任●被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任●地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含まません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) ●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任●次のいずれかに該当する感染事故損害防止費用を負担することによって被る損害◇保険期間開始前に感染していた感染症に起因して発生した費用◇正課の講義等における医療関連実習以外に起因して発生した費用 など
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◎保障対象外となる運動等…山岳登山^(※1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動

◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、自転車・ラジコン模型およびこれらの付属品、サーフボード、ウィンドサーフィン、携帯電話(PHSを含みます。)、等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯型電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯型音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯型録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など

(注) 正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車(被牽(けん)引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限り。)、原動機付自転車(道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限り。)、およびこれらの付属品、自転車・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。)、等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯型電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯型音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯型録音機器およびこれらの付属品、山岳登山^(※1)を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

(※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))をいいます。

(※2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(※3) 職務として操縦する場合を除きます。

(※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。))を除きます。

6 保障内容(見舞費用)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ [*] について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1) 引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限り。ます。 (注2) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、ア、およびウ、からオ、までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限り。))を被保険者とします。 ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円 ^(※1) ②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障がい [*] が生じた場合 50万円の100%~4%(傷害保険金の後遺障がい等級表に応じた割合) ③被害者が事故によるケガ [*] の治療 [*] のため入院 [*] した場合 ア、入院期間31日以上の場合 100,000円 イ、入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ、入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ、入院期間7日以内の場合 15,000円 ④被害者が事故によるケガ [*] の治療 [*] のため通院 [*] した場合 ^(※2) ア、通院日数31日以上の場合 50,000円 イ、通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ、通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ、通院日数7日以内の場合 10,000円 (※1) すでにお支払いした後遺障がい見舞費用保険金がある場合は、50万円からすでにお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (※2) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位 [*] を固定するために医師 [*] の指示によりギプス等 [*] を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 (注) 保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にありと保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者となります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ [*] ●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族 [*] が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。))が業務中に被ったケガ●自動車等 [*] の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性による費用●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 [*] のないもの●入浴中の溺水 [*] (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなくなる時でも、誤嚥(えん) [*] によって生じた肺炎 など

7 保障内容(借家人賠償責任他)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償 (オールリスク) 特約	保険期間中に、日本国内において、借戸室 ^(※1) が被保険者の責任による事故により破損 ^(※2) し、被保険者 ^(※3) が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「借戸室」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物の戸室をいい、転居した場合は転居先の建物の戸室をいいます。 (※2)「破損」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (※3) 借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者 [*] および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。	被保険者が貸主に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(※) 等をお支払いします。 (※) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
借用住宅修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償 (大学生協用) 特約	不測かつ突発的な事故により、日本国内において借用住宅 ^(※1) に損害が生じ、被保険者 ^(※2) がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、その借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。ただし、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合は除きます。 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。 (※2) 借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※) 借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、借用住宅修理費用保険金額が限度となります。 (注2) 建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)や、居住者が共同で利用する部分(玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等)の修理費用はお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
水道管修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償 (大学生協用) 特約	日本国内において借用住宅 ^(※) の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用で修理した場合。ただし、パッキングのみの破損を除きます。 (※)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※) 凍結によって損害が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金 ★住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約 ☆住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	保険期間中の日本国内における次のいずれかに該当する事故により、被保険者が所有し、敷地内 ^(※1) に収容される生活用動産 ^(※2) に損害が生じた場合 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹(ひょう)災、雪災 ^(※3) (吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。) ・水災 ^(※4) ・給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれ ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ・騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・盗難 ・破損、汚損等 (※1) 被保険者の居住の用に供される建物が所在する場所およびこれに連続した土地をいいます。 (※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。 (※3) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 (※4) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じることをいいます。	被害物の損害額から免責金額 [*] (破損、汚損等の場合)にのみ、1回の事故につき1万円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 損害額は、再調達価額 [*] によって定めます。なお、被害物の損傷を修理する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費(残存物取片づけ費用を含みます。)をもって損害額を定め、修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。この場合においても、損害額が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 (注2) 損害額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組について30万円が限度となります。 (注3) 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光施設利用券、旅行券、定期券または回数券をいい、プリペイドカードおよび電子マネーは含まれません。)については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。また、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。なお、いずれの場合も1敷地内につき、10万円が限度となります。 (注4) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。ただし、盗難または破損、汚損等による損害の場合は、1回の事故につき、50万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約 ☆住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金 が支払われる場合	[損害保険金] × [10%] をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円が限度となります。 (注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
救援者費用等保険金 ★ 救援者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット	救援対象者 [*] が次の①～⑤のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(*) が費用を負担された場合 ①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ③保険期間中に被った外出中のケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院 [*] された場合 ④保険期間中に病気により死亡した場合 ⑤保険期間中に発病した病気の治療 [*] のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、保険期間中に治療を開始していた場合に限りです。 (*)[被保険者]とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族 [*] をいいます。	被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救援対象者 [*] の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者 [*] の現地 [*] までの1往復分の交通費(救援者2名分まで) ^(*) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(*) エ. 死亡されたまたは治療 [*] を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度 [*] ごとに保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	
借家人賠償責任保険金 ★ 借家人賠償責任補償(オールリスク)特約	●保険契約者または被保険者の故意による損害●心神喪失に起因する損害賠償責任●借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害●被保険者と貸主との損害賠償に関する特別な約定によって加重された損害賠償責任●貸主に借戸室を引き渡した後に発見された破損による損害賠償責任●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●借戸室の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の破損であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など	
借用住宅修理費用保険金 ★ 借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約	●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣による損害●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用住宅の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって借用住宅に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●借用住宅の使用により不可避免的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 など	
水道管修理費用保険金 ★ 借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約	●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など	
(住宅内生活用動産保険金)損害保険金 ★ 住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者同居する親族 [*] の故意による損害●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●生活用動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害●生活用動産が被保険者の居住の用に供される建物が所在する敷地内の外にある間に生じた事故による損害●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害	
破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって生活用動産に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害●生活用動産である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に生じた損害を除きます。●上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具に生じた損害 など		

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金) 臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約 ☆住宅内生活用動産補償 (大学生協用) 特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	((住宅内生活用動産保険金) 損害保険金と同じ)
救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償 (入院ワイド型) 特約 ☆疾病補償特約 (救援者費用等補償 (入院ワイド型) 特約用) セット	●保険契約者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用●脳疾患、病気または心神喪失による費用 (ただし、救援対象者が「保険金をお支払いする場合」の④または⑤に該当した場合を除きます。) ●妊娠、出産または流産による費用●外科的手術その他の医療処置による費用 (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用 (テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)* によって生じた肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

◎補償対象外となる主な「生活用動産」…

(1) 被保険者の実家*の敷地内に収容される被保険者の生活用動産

(2) 船舶 (ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、パラグライダー・サーフボード・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型/パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書 (通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等、漁具 (釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、運転免許証、パスポート、帳簿、稿本 (本などの原稿)、設計書、図案、プログラム、データ など

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等については盗難による損害が生じた場合に限り、保険の対象として取り扱います。

〈※印の用語のご説明〉

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。●「医師」とは、被保険者*が医師の場合には、被保険者*以外の医師をいいます。*(*) 救援者費用等補償 (入院ワイド型) 特約の場合は救援対象者*とします。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの (硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸 (けい) 椎カラー、厚紙副子、ニープレース等は含まれません。) をいいます。●「救援者」とは、救援対象者*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地*へ赴く救援対象者の親族* (これらの方の代理人を含みます。) をいいます。●「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。*(*) いずれもそのための練習を含みます。●「頸 (けい) 部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状*を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒*(*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位 (指、顔面等は含まれません。) をいいます。・長管骨 (上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。) または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分 (中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限り、肋骨・胸骨 (鎖骨)、肩甲骨は含まれません。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、●「現地」とは、事故発生地または救援対象者*の収容地をいいます。●「後遺障がい」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。●「誤嚥 (えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。●「再調達価額」とは、損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。●「実家」とは、被保険者の親またはこれに準ずる方の連絡先として、被保険者が在籍する学校または保険契約者に届け出た住所に所在する建物をいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート (水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情 (内縁関係) にある方を含みます。●「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…とします。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

〈特約について〉

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべての契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。